

# 第7回八幡市農業委員会議事録

令和6年2月5日（月） 午後2時00分

八幡市役所本庁舎5階 会議室5-2

八幡市農業委員会長 長 村 信 幸

前書は令和6年2月5日開催の第7回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） \_\_\_\_\_

署名委員 （西川 吉之） \_\_\_\_\_

署名委員 （古里 治彦） \_\_\_\_\_

## 案 件

議案第 24 号 農地法第 3 条許可申請審議の件  
議案第 25 号 農地法第 5 条許可申請審議の件

### 出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	古里 治彦
北川 邦彦	長村 信幸	西村 忠雄	符川 亮
辻 典彦	奥村 芳治	前田 孝文	西川 茂男
猪飼 美和子			

欠 席

金谷 泰宏

### 出席農地利用最適化推進委員

上野 信昭	伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸
關西 保博	小里 隆信	佐野 富彦	堀口 雅智

欠 席

な し

### 事務局

西岡 賢治	梶浦 靖人	石原 毅之
-------	-------	-------

議 長  
(長村会長)

ただ今から、第7回八幡市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の農業委員の出席は、13名ですので、本総会は成立しております。  
本日の会期は午後2時から午後5時までとします。  
議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては議席番号3番 西川吉之 委員と議席番号4番 古里治彦 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第24号 農地法第3条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) No.1 申請物件の所在 八幡中之町 地目は田、面積1,080 m <sup>2</sup> No.2 申請物件の所在 野尻城究 地目は田、面積1,176 m <sup>2</sup> 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 (法説明) 本件の譲受人につきましては、それぞれ農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われま すので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件について農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、2月2日に部会を開催し、審議した結果、 部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第24号 農地法第3条許可申 請審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に、「議案第25号 農地法第5条許可申請審議の件」を議題といた します。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) No.1 申請物件の所在 内里松ヶ外 地目は田、面積49 m <sup>2</sup> のうち 48.87 m <sup>2</sup> 外3筆 転用目的 工事仮設敷地(一時転用) 賃貸人、賃借人は議案書のとおりです。

	<p>(法説明)</p> <p>本件につきましては、鉄塔基礎撤去のための一時転用で、転用期間は許可日から2カ月です。農地法第5条第2項ただし書き、農地法施行令第11条第1項第1号イに基づく一時的な利用に供するものであり、利用の後、その土地が耕作の目的に供されることが確実に認められることから、許可相当と考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用部会長	<p>ただ今の案件につきまして、1月29日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第25号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>(事務局 報告)</p> <p>「農地法第4条届出書について」 農地法第4条届出書は、倉庫への転用目的で、12月13日に届出があり、12月19日に受理通知を行いました。</p> <p>「農地法第5条届出書について」 農地法第5条届出書は、露天駐車場の転用目的で、12月12日に届出があり、12月21日に受理通知を行いました。</p> <p>「農地法第43条第1項の規定による届出書について」 農地法第43条第1項の規定による届出書は、農作物栽培高度化施設に関する届出で、既存パイプハウスをコンクリート張りし、稲の育苗を行うため、12月20日に届出があり、12月25日に受理通知を行いました。</p> <p>「合意解約通知書について」 No.1は1月10日、No.2は12月31日に合意解約をされています。</p> <p>「農地法第4条申請取り下げ願いについて」 申請人の事情により農地法第4条申請の取り下げ願いが提出されました。</p>

議 長

他に何かございませんか。  
無いようでございますので、これをもちまして、第7回八幡市農業委員会総会、議案審議及び報告案件を終了いたします。